

一般競争入札公告

中央卸売市場の高置水槽(上水・中水)及び揚水ポンプ取替修繕に係る一般競争入札について

沖縄県中央卸売市場が発注する高置水槽(上水・中水)及び揚水ポンプ取替修繕について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年11月18日

沖縄県中央卸売市場長 宮里 太

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 高置水槽(上水・中水)及び揚水ポンプ取替修繕
- (2) 業務場所 沖縄県中央卸売市場(沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目11番1号)
- (3) 業務内容 中央卸売市場内に設置されている高置水槽(上水用、中水用)の2基及び揚水ポンプ2台を更新する。その他詳細は入札説明書、契約書および特記仕様書による。
- (4) 業務期間 令和 年 月 日 から 令和 3年 3月31日 まで

2. 一般競争入札参加資格要件

「高置水槽(上水・中水)及び揚水ポンプ取替修繕」の一般競争入札(以下「本入札」という。)に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県の平成31・32年度入札参加資格名簿の管工事業に登録されていること。
- (2) 過去5年以内に同規模以上の修繕、工事等の業務実績を有すること。
- (3) 本市場に配置予定の現場監督員は、2級管工事施工管理技術者の資格を有し、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

3. 本入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当する者および同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請日から入札日までの間において、本県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請期日以前6ヵ月以内に、取引銀行において不渡手形および不渡り小切手を出した者
- (4) 会社更正法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、また

は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者

(5) 次の各号に該当する者

- ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)
- イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- ウ 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいること。

4. 申請書等の提出および本入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、本入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しない者、ならびに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

- ア 一般競争入札確認申請書
- イ 法人登記簿本の写し(最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの)
- ウ 財務諸表(直近の決算報告書: 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含む)
- エ 県税(法人事業税)に関し未納がないことを示す納税証明書(直近3年間分)の写し(最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの)
- オ 地方公共団体等業務契約実績証明書(過去2箇年の実績がある場合のみ提出)

(2) 申請書等の提出期間

令和2年11月18日(水)から令和2年12月3日(木)までの午前9時から12時、午後1時から4時の間(土曜、日曜、祝日を除く)

(3) 申請書等の提出場所

沖縄県 農林水産部 中央卸売市場 中央棟2階 管理事務所 (TEL:098-865-2111)

※ 郵送の場合

〒901-2128 沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目11番1号
沖縄県 農林水産部 中央卸売市場管理事務所 管理班宛

(4) 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送(書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。)で提出すること。FAX および電子メールによる提出は受け付けない。

なお、提出された書類は返却しない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

令和2年12月9日(水)に電話および書面により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- ア 商号または名称
- イ 住所または所在地および電話番号
- ウ 氏名(法人にあたっては、代表者の氏名)
- エ 使用印鑑
- オ 法人にあつては資本金

(8) 資格の取り消し等

- ア 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、またはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

5. 入札執行の場所および日時

入札書は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

- (1) 入札会場 沖縄県中央卸売市場 中央棟 2階 管理事務所 会議室
- (2) 入札日時 令和2年12月15日(火) 14時00分 開始

6. 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

7. 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金またはこれに代わる担保を納付または提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去5箇年の間に国(独立行政法人、公社および公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8. 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするもので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の

100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印鑑では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

10. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 入札参加資格者のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (5) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者または、くじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は2回のみとする。
- (4) 再度入札2回を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

12. その他

- (1) 申請者および資格確認資料の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された申請書および資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出期限以降における申請書および資格確認資料の差し替えおよび再提出は認めない。
- (4) 申請者および資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (5) 契約締結後、契約金額の変更協議を行い、契約金額を変更する場合、変更後の契約金額は、元契約金額を元設計額で除した値に変更設計額を乗じた額とする。
- (6) その他詳細については、入札説明書による。

13. 本案件に関する質問・回答

質疑については、質疑書に質問事項を記載のうえ、以下のとおり提出するものとする。質疑事項がなければ提出は不要とする。なお、簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

- (1) 提出期間 令和2年11月18日(水)から令和2年11月27日(金)までの午前9時から12時、午後1時から4時の間(土曜、日曜、祝日を除く)
- (2) 提出場所 〒901-2128 沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目11番1号
沖縄県 農林水産部 中央卸売市場管理事務所 管理班 (担当:平良)
TEL 098-865-2111、FAX 098-865-2180
E-mail tairamrk@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質疑書の提出方法
持参または郵送、FAXおよび電子メールによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。
- (4) 回答方法
令和2年11月30日(月)9時から令和2年12月1日(火)10時までの間に沖縄県中央卸売市場ホームページで公表する。ただし、質問がない場合は公表しない。